

福井県報

第 312 号
令和 6 年
8 月 20 日(火)
火曜日発行

告示

目次

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(三五九・長寿福祉課)……………一
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(三六〇・同)……………二
- 介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定(三六一・同)……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(三六二・同)……………二
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(三六三・同)……………三
- 介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止(三六四・同)……………三
- 介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退(三六五・同)……………四
- 土地改良区の定款変更の認可(三六六・丹南農林総合事務所)……………四

公 告

- 令和六年度ふく処理師試験の実施(医薬食品・衛生課)……………四
- 令和六年度採石業務管理者試験の実施(産業技術課)……………六
- 令和六年度砂利採取業務主任者試験の実施(同)……………六
- 基本測量の実施(土木管理課)……………七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部会計課)……………七

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施(八一・生活安全企画課)……………九

告示

福井県告示第359号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地		
1860290178	幸ナーズサポート	福井県敦賀市 松栄町13番4-2号	令和6年4月1日	訪問看護
1872000565	アイサービスセンター ひまわり	福井県丹生郡越前町 四ツ杉第3号10番地	令和6年4月1日	通所介護
1872000573	丹生ケアセンター ひまわり荘	福井県丹生郡越前町 四ツ杉第3号10番地	令和6年4月1日	短期入所生活介護

福井県告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地		
1860290178	幸ナーズサポート	福井県敦賀市 松栄町13番4-2号	令和6年4月1日	介護予防訪問看護
1872000573	丹生ケアセンター ひまわり荘	福井県丹生郡越前町 四ツ杉第3号10番地	令和6年4月1日	介護予防 短期入所生活介護

福井県告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

事業所		事業者の名称	許可年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地		
1872000573	丹生ケアセンター ひまわり荘	福井県丹生郡越前町 四ツ杉第3号10番地	令和6年4月1日	介護老人福祉施設

福井県告示第362号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

事業所		事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称				
1870800180	デイサービスみんなの家	株式会社 森川在宅介護支援開発	令和6年2月28日	令和6年4月1日	通所介護
1852080025	介護老人保健施設 丹生ケアセンターひまわり荘	社会福祉法人 積心会	令和6年3月15日	令和6年3月31日	訪問リハビリテーション
1870700711	さばえデイサービスセンター	社会医療法人 寿人会	令和6年2月28日	令和6年3月31日	通所介護
1870700190	介護サポート翼	有限会社 介護サポート翼	令和6年6月3日	令和6年6月30日	訪問介護

福井県告示第363号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

事業所		事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称				
1852080025	介護老人保健施設 丹生ケアセンターひまわり荘	社会福祉法人 積心会	令和6年3月15日	令和6年3月31日	介護予防 訪問リハビリテーション

福井県告示第364号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	辞退届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
1852080025	介護老人保健施設 丹生ケアセンターひまわり荘	福井県丹生郡越前町 四ツ杉第3号10番地	社会福祉法人 積心会	令和6年3月15日	令和6年3月31日	介護老人保健施設

福井県告示第365号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第113条の規定による指定の辞退があつたので、同法第115条第2号の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	辞退届出 受理年月日	辞退日	サービスの種類
1811714888	東外科医院	福井県坂井市 丸岡町霞町1-50	医療法人 昭友会	令和6年3月1日	令和6年3月31日	介護療養型医療施設

福井県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
日野川用水土地改良区	令和6年8月7日

公 告

福井県ふぐの処理に関する条例（平成12年福井県条例第16号）第9条の規定に基づき、令和6年度福井県ふぐ処理師試験を実施するので、福井県ふぐの処理に関する条例施行規則（平成12年福井県規則第114号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

- 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- 試験の期日等
令和6年11月1日（金）および同年11月2日（土）
- 試験の場所
1 日目 福井県生活学習館
（福井市下六条町14-1）

2日目 学校法人天谷学園 天谷調理製菓専門学校
(吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-10)

4 試験科目

- (1) 学科試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ぶぐに関する一般知識
- (2) 実技試験 ぶぐの処理に関する技術

5 願書配布

- (1) 配布期間
令和6年8月26日(月)から同年9月17日(火)まで
(8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 配布場所
福井市保健所、県健康福祉センターまたは健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課で配布する。

なお、受験願書等の様式は、県のホームページからダウンロード可能。

6 願書受付

- (1) 受付期間
令和6年9月2日(月)から同年9月17日(火)までに下記提出先へ直接持参または郵送により提出する。
(8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 提出先
県内に在住する者は、当該住所地为管轄する県健康福祉センターまたは福井市保健所、県外在住者は県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出する。

管轄市町等	所在地	電話番号
福井市	福井市保健所(生活衛生課) 〒918-8004 福井市西木田2丁目88	0776-33-5183
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課 〒918-8540 福井市西木田2丁目88	0776-36-1119
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 生活衛生課 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034

敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	二州健康福祉センター 生活衛生課 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
県外在住者	健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1	0776-20-0354

(3) 提出書類

- ア ぶぐ処理師試験受験願書
- イ 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの。)

7 受験手数料および納付方法

- (1) 受験手数料
14,000円
- (2) 納付方法
福井県収入証紙または手数料納付システムによる納付

8 合格発表

- (1) 発表日時
令和6年11月22日(金) 10時00分
- (2) 発表方法
ア 県庁1階掲示板、県健康福祉センター掲示板に合格者の受験番号を掲示
(令和6年12月6日(金)17時15分まで)
- イ 県のホームページに合格者の受験番号を掲載(令和6年12月6日(金)17時15分まで)

9 試験結果の取扱い

受験者本人より、試験結果について開示を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点および科目別得点の情報を開示する。

- (1) 開示期間
令和6年11月22日(金)から同年12月20日(金)まで
(8時30分から17時15分まで(11月22日は10時00分から) 土曜日、日曜日を除く。)
- (2) 開示場所
県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課
- (3) 必要な書類
受験票および受験者本人であることを証明する書類

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、令和6年度採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 試験の日時
令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
福井県福井市下六条町14-1
福井県生活学習館（ユニー・アイふくい）
学習室304
- 3 試験科目
選択式筆記試験とし、岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）および岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土および廃石のたい積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的事項）とする。
- 4 受験手続
試験を受けようとする者は、受験願書に写真（縦6センチメートル、横4センチメートル、出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの）1葉を添付し、福井県産業労働部産業技術課に提出すること。福井県電子申請サービスを利用する場合は、写真（出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像）の電子データを添付し提出すること。
なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課、福井県嶺南振興局二州企画振興室および福井県嶺南振興局若狭企画振興室で交付する。また、用紙に替えて福井県電子申請サービスによる申込みを可能とする。
- 5 受験願書の受付
令和6年8月26日（月）から令和6年9月4日（水）まで
なお、郵送による場合は、令和6年9月4日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。
- 6 受験手数料
8,100円（8,100円に相当する福井県証紙を受験願書の所定の箇所に貼付し、消印しないこと。または、手数料納付システムを利用すること。）
- 7 合格発表
令和6年10月31日（木）以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。
- 8 その他
受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課（福井市大手3

丁目17-1）あてに行うこと。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和6年度砂利採取業務主任者試験（以下「試験」という。）を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 試験の日時
令和6年11月8日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
福井県福井市下六条町14-1
福井県生活学習館（ユニー・アイふくい）
学習室304
- 3 試験科目
選択式筆記試験とし、砂利の採取に関する法令および砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）とする。
- 4 受験手続
試験を受けようとする者は、受験願書に写真（縦6センチメートル、横4センチメートル、出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの）1葉を添付し、福井県産業労働部産業技術課に提出すること。福井県電子申請サービスを利用する場合は、写真（出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像）の電子データを添付し提出すること。
なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課、福井県嶺南振興局二州企画振興室および福井県嶺南振興局若狭企画振興室で交付する。また、用紙に替えて福井県電子申請サービスによる申込みを可能とする。
- 5 受験願書の受付
令和6年9月30日（月）から令和6年10月9日（水）まで
なお、郵送による場合は、令和6年10月9日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。
- 6 受験手数料
7,700円（7,700円に相当する福井県証紙を受験願書の所定の箇所に貼付し、消印しないこと。または、手数料納付システムを利用すること。）
- 7 合格発表
令和6年11月29日（金）以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。
- 8 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課（福井市大手3丁目17-1）あてに行うこと。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和6年7月29日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（空中写真撮影）
- 3 作業の期間
令和6年9月25日から令和7年3月31日まで
- 4 作業の地域（関係市町村）
福井市、あわら市、坂井市、永平寺町

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称
福井県警察の端末装置（「福井県警察端末装置調達仕様書」とのとり。）
 - (2) 業務内容
入札説明書および福井県警察端末装置調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 納入期限
令和7年3月31日（月）
 - (4) 納入場所
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県警察本部警務部情報技術企画課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時

までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施
 - (1) 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付
 - (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880 (内線2271)

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式3）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年8月20日（火）から令和6年8月29日（木）まで（福井県の休日を含む）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。提出先は4(1)とする。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年9月30日（月）午前8時30分から午後5時まで
令和6年10月1日（火）午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和6年10月2日（水）午前10時30分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県警察本部入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定する。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を含め、令和6年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Purchase of terminals in Fukui Prefectural Police
- (2) Date, Time of bidding:
10:30 A.M. 2 October 2024
- (3) Period of Contract:
31 March 2025
- (4) Contact point for the notice:
Accounting Division
Fukui Prefectural Police Headquarters,
3-17-1 Oie, Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8515 Japan.
TEL 0776-22-2880 (extension 2271)

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第81号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づき法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年8月20日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	令和6年10月1日（火）から 令和6年10月8日（火）まで	20名
	追加取得講習	令和6年10月4日（金）から 令和6年10月8日（火）まで	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	新規取得講習	令和6年10月1日（火）から 令和6年10月7日（月）まで	20名
	追加取得講習	令和6年10月4日（金）から 令和6年10月7日（月）まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

(イ) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(ロ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ハ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

(ニ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(ホ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

イ 追加取得講習

受講申込みを行う日において、3号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、アの各号のいずれかに該当する者

(2) 4号警備業務

ア 新規取得講習

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 追加取得講習

4号警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和6年9月2日（月）から同年9月11日（水）までの午前9時から午後0時まで

でおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。)

1通

(イ) 追加取得講習の受講を希望する者については、資格者証等の写し 1通

イ 3号警備業務

(ア) 3(1)ア(ア)に該当する者

a 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通

b 履歴書 1通

(イ) 3(1)ア(イ)に該当する者

当該警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ア) 3(1)ア(ア)に該当する者

a 当該警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(イ) 3(1)ア(イ)に該当する者

当該警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(イ) 3(1)ア(イ)に該当する者

a 当該警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 4号警備業務

(ア) 警備業務従事証明書 1通

(イ) 履歴書 1通

(4) 手数料

ア 3号警備業務

(ア) 新規取得講習

38,000円

(イ) 追加取得講習

14,000円

イ 4号警備業務

(ア) 新規取得講習

34,000円

(イ) 追加取得講習

10,000円

に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

課(係)

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。